令和４年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

東広島市監査委員

東広監委第１７号

令和５年９月１３日

東広島市長　髙　垣　廣　徳　様

東広島市監査委員　　重　河　　格
同　　五　丁　和　夫
同　　坂　元　百合子
（　公　印　省　略　）

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、審査に付された令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を終了したので、次のとおり意見を提出する。

目　　次

令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の対象 …… 1
第２　審査の期間 …… 1
第３　審査の着眼点 …… 1
第４　審査の実施内容 …… 1
第５　審査の結果 …… 1

１　健全化判断比率 …… 2
（１）実質赤字比率 …… 4
（２）連結実質赤字比率 …… 5
（３）実質公債費比率 …… 6
（４）将来負担比率 …… 7
２　資金不足比率 …… 9
（１）法適用企業 …… 9
（２）法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの） …… 11
３　むすび …… 12

（注）

1　金額の表示及び端数処理は、次のとおりである。なお、端数処理により、合計と内訳の計が一致しないことがある。

(1) 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満の値を四捨五入した。

(2) 表中の金額は、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、千円単位で表示した。

2　健全化判断比率及び資金不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき表示した。

3　対前年度増減率（％）は、原則として小数点第１位まで表示し、表示未満の値を四捨五入した。

4　文中のポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

5　符号等の用法は次のとおりである。

「△」…… 負数

「0」「0.0」…… 該当数値がないもの又は該当数値はあるが、表示未満のもの

「－」…… 該当項目がないもの又は算出不能なもの

令和４年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１　審査の対象

１　令和４年度決算に基づく健全化判断比率

２　令和４年度決算に基づく資金不足比率

３　１及び２の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和５年７月３１日から令和５年９月４日まで

第３　審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率は法令に適合し、正確に算定されているか、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。

第４　審査の実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿等を照合し、算定が適正であるか審査した。また、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

第５　審査の結果

第１から第４に掲げる事項のとおり審査した結果、健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていることを認めた。

各比率の状況及び審査意見は、次のとおりである。

1　健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

健全化判断比率の状況

（単位：％）

区分	令和４年度	令和３年度	早期健全化基準	令和３年度 類似団体
実質赤字比率	－	－	11.30	－
連結実質赤字比率	－	－	16.30	－
実質公債費比率	2.3	1.6	25.0	3.9
将来負担比率	－	－	350.0	1.5

（注）１　比率が発生していないものについては、「－」で表示している。
　　２　類似団体は、令和３年度における本市の類型Ⅳ－２の平均値を表示している。

過去５年間における実質公債費比率の推移は、次のとおりである。

実質公債費比率の推移

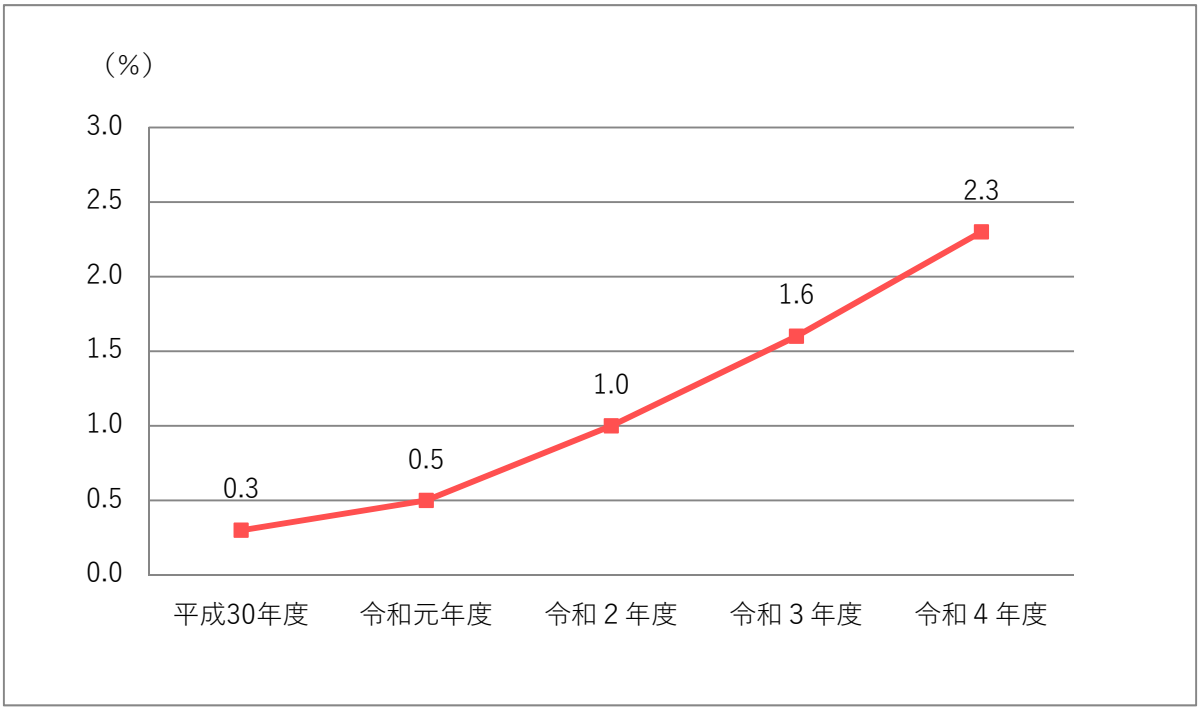

それぞれの比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等（令和４年度決算）

<table>
<tr><td rowspan="5">一般会計等</td><td colspan="2">一般会計</td><td rowspan="5">実質赤字比率</td><td rowspan="11">連結実質赤字比率</td><td rowspan="12">実質公債費比率</td><td rowspan="13">将来負担比率</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般会計等に属する特別会計</td><td>ひがしひろしま墓園管理事業特別会計</td></tr>
<tr><td>八本松駅前土地区画整理事業特別会計</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公営事業会計</td><td rowspan="4">一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計</td><td>国民健康保険特別会計</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療特別会計</td></tr>
<tr><td>介護保険特別会計
（保険事業勘定）</td></tr>
<tr><td>介護保険特別会計
（介護サービス事業勘定）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公営企業会計</td><td rowspan="2">法適用企業</td><td>水道事業会計</td><td rowspan="3">資金不足比率</td></tr>
<tr><td>下水道事業会計</td></tr>
<tr><td>法非適用企業</td><td>特定地域生活排水処理事業特別会計</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">一部事務組合・広域連合</td><td>広島中央環境衛生組合</td></tr>
<tr><td>広島県市町総合事務組合</td></tr>
<tr><td>広島県後期高齢者医療広域連合</td></tr>
<tr><td colspan="2">地方公社</td><td>東広島市土地開発公社</td></tr>
</table>

（注）資金不足比率は会計ごとに算定する。

（1）実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表したものであり、算定式は次のとおりである。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

なお、標準財政規模とは、地方公共団体における一般財源の標準的な規模を表すもので、基準財政収入額や普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を積算の基礎として算出するものである。当年度は、臨時財政対策債発行可能額及び普通交付税の減により、前年度と比べ 15 億 1,446 万円（△3.1%）減少している。

当年度の実質収支額は 3 億 6,152 万円の黒字で、前年度と比べ 20 億 8,074 万円（△85.2%）減少している。これは主に、一般会計の実質収支額が減少したことによるものである。

当年度は、実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率は算定されない。

実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

実質赤字比率の状況

（実質収支額）　（単位：千円、%、ポイント）

区分	令和 4 年度	令和 3 年度	対前年度	
			増減額	増減率
一般会計	351,084	2,422,347	△ 2,071,263	△ 85.5
一般会計等に属する特別会計	10,434	19,906	△ 9,472	△ 47.6
住宅新築資金等貸付事業	−	0	−	−
ひがしひろしま墓園管理事業	0	0	0	−
八本松駅前土地区画整理事業	10,434	19,906	△ 9,472	△ 47.6
合計　A	**361,518**	**2,442,253**	**△ 2,080,735**	**△ 85.2**
標準財政規模　B	**46,961,246**	**48,475,703**	**△ 1,514,457**	**△ 3.1**
実質赤字比率　A/B	−	−	−	−
（参考値）	△ 0.76	△ 5.03	4.27	−

（注）参考値は、実質収支額が黒字の場合に、標準財政規模に対する割合を負の値で示したものである。

（2）連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表したものであり、算定式は次のとおりである。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

当年度の連結実質収支額は 51 億 1,519 万円の黒字で、前年度と比べ 63 億 2,833 万円（△55.3%）減少している。これは主に、公営企業会計の資金剰余額が減少したことによるものである。

当年度は、連結実質赤字額が生じていないため、連結実質赤字比率は算定されない。

連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

連結実質赤字比率の状況

（実質収支額／資金不足・剰余額）　（単位：千円、%、ポイント）

区分	令和４年度	令和３年度	対前年度	
			増減額	増減率
一般会計等	361,518	2,442,253	△ 2,080,735	△ 85.2
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	509,592	345,461	164,131	47.5
国民健康保険	71,268	131,513	△ 60,245	△ 45.8
後期高齢者医療	31,349	21,847	9,502	43.5
介護保険（保険事業勘定）	406,975	192,101	214,874	111.9
介護保険（介護サービス事業勘定）	0	0	0	－
公営企業会計	4,244,075	8,655,803	△ 4,411,728	△ 51.0
水道事業	2,331,944	7,164,945	△ 4,833,001	△ 67.5
下水道事業	1,912,131	1,490,858	421,273	28.3
特定地域生活排水処理事業	0	0	0	－
合計 A	**5,115,185**	**11,443,517**	**△ 6,328,332**	**△ 55.3**
標準財政規模 B	**46,961,246**	**48,475,703**	**△ 1,514,457**	**△ 3.1**
連結実質赤字比率 A/B	－	－	－	－
（参考値）	△ 10.89	△ 23.60	12.71	－

（注）参考値は、実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が黒字の場合に、標準財政規模に対する割合を負の値で示したものである。

（3）実質公債費比率

実質公債費比率は、全ての会計及び一部事務組合等を対象とした比率で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を過去３か年の平均値で表したものである。算定式は、次のとおりである。

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金A＋準元利償還金B} - \text{基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費C}}{\text{標準財政規模 D} - \text{基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費C}}$$

当年度（３か年平均）の実質公債費比率は 2.3%で、前年度と比べ 0.7 ポイントの増となった。これは、臨時財政対策債の公債費元金償還金の増により、地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等額）が増加したことで算定式における分子が増加した一方、標準財政規模の減により分母が減少したことから、単年度で算出した実質公債費比率が増となり、３か年平均でも増となったことによるものである。

なお、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

実質公債費比率の状況は、次表のとおりである。

実質公債費比率の状況

（単位：千円、%、ポイント）

区分		令和４年度	令和３年度	令和２年度	対前年度	
					増減額	増減率
地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等額）	A	8,204,413	8,089,087	7,909,428	115,326	1.4
準元利償還金	B	650,546	684,325	797,363	△ 33,779	△ 4.9
基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	C	7,610,991	7,820,939	8,103,020	△ 209,948	△ 2.7
標準財政規模	D	46,961,246	48,475,703	46,990,123	△ 1,514,457	△ 3.1
分子	**A＋B－C**	**1,243,968**	**952,473**	**603,771**	**291,495**	**30.6**
分母	**D－C**	**39,350,255**	**40,654,764**	**38,887,103**	**△ 1,304,509**	**△ 3.2**
実質公債費比率（単年度）		3.16127	2.34283	1.55263	0.81844	－
実質公債費比率（３か年平均）		**2.3**	**1.6**	**1.0**	**0.7**	－

（4）将来負担比率

将来負担比率は、全ての会計、一部事務組合等及び地方公社を対象とした比率で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模に占める割合を表したものである。算定式は、次のとおりである。

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 D} - \text{基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費C}}$$

将来負担比率の分子を前年度と比較すると、74 億 1,919 万円（△66.3%）減少している。これは主に、一般会計等に係る地方債の現在高の減により将来負担額が減少したことに加え、地方債の償還額等に充当可能な基金の現在高の増により充当可能財源等が増加したことによるものである。

当年度は、充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担すべき実質的な負債の額が生じていないため、将来負担比率は算定されない。

将来負担比率の状況は、次表のとおりである。

将来負担比率の状況

（単位：千円、％、ポイント）

区分		令和４年度	令和３年度	対前年度	
				増減額	増減率
将来負担額（ア～クの計）	**A**	105,294,090	106,816,263	△ 1,522,173	△ 1.4
ア	一般会計等に係る地方債の現在高	74,679,888	75,832,099	△ 1,152,211	△ 1.5
イ	債務負担行為に基づく支出予定額	1,305,071	1,452,545	△ 147,474	△ 10.2
ウ	一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	6,001,671	6,161,492	△ 159,821	△ 2.6
エ	組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	14,131,829	14,220,346	△ 88,517	△ 0.6
オ	退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	9,112,352	9,013,092	99,260	1.1
カ	設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	63,279	136,689	△ 73,410	△ 53.7
キ	連結実質赤字額	0	0	0	－
ク	組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0	0	－
充当可能財源等（ケ～サの計）	**B**	123,895,518	117,998,505	5,897,013	5.0
ケ	地方債の償還額等に充当可能な基金の現在高	36,995,454	32,117,925	4,877,529	15.2
コ	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	9,508,254	8,006,468	1,501,786	18.8
サ	地方債の償還額等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	77,391,810	77,874,112	△ 482,302	△ 0.6
標準財政規模	**D**	46,961,246	48,475,703	△ 1,514,457	△ 3.1
基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	**C**	7,610,991	7,820,939	△ 209,948	△ 2.7
分子	**A－B**	**△ 18,601,428**	**△ 11,182,242**	**△ 7,419,186**	**△ 66.3**
分母	**D－C**	**39,350,255**	**40,654,764**	**△ 1,304,509**	**△ 3.2**
将来負担比率		－	－	－	－
（参考値）		△ 47.2	△ 27.5	△ 19.7	－

（注）参考値は、充当可能財源等が将来負担額を超える場合に、標準財政規模に対する当該超過額の割合を負の値で示したものである。

2　資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足額が料金収入等の事業規模に占める割合を表したものである。

資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

（単位：％）

区分	令和４年度	令和３年度	早期健全化基準
水道事業会計	－	－	20.0
下水道事業会計	－	－	20.0
特定地域生活排水処理事業特別会計	－	－	20.0

（注）比率が発生していないものについては、「－」で表示している。

（１）法適用企業

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 A［流動負債 a＋算入地方債 b－流動資産c］}}{\text{事業の規模 B}}$$

（注）１「算入地方債」は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

２「事業の規模」は、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額である。

ア　水道事業会計

水道事業会計の資金剰余額は 23 億 3,194 万円で、前年度と比較すると 48 億 3,300 万円（△67.5％）減少している。

当年度は、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

水道事業会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

水道事業会計の資金不足比率の状況

（単位：千円、％、ポイント）

区分		令和４年度	令和３年度	対前年度	
				増減額	増減率
資金不足額（△剰余額）	**A**	**△ 2,331,944**	**△ 7,164,945**	**4,833,001**	**△ 67.5**
流動負債	a	954,536	825,490	129,046	15.6
算入地方債	b	0	0	0	－
流動資産	c	3,286,480	7,990,435	△ 4,703,955	△ 58.9
事業の規模	**B**	**3,920,419**	**4,103,315**	**△ 182,896**	**△ 4.5**
資金不足比率	**A/B**	－	－	－	－
（参考値）		△ 59.4	△ 174.6	115.2	－

（注）参考値は、事業の規模に対する資金剰余額の割合を負の値で示したものである。

イ　下水道事業会計

下水道事業会計の資金剰余額は 19 億 1,213 万円で、前年度と比較すると 4 億 2,127 万円（28.3%）増加している。

当年度は、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

下水道事業会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

下水道事業会計の資金不足比率の状況

（単位：千円、％、ポイント）

区分		令和４年度	令和３年度	対前年度	
				増減額	増減率
資金不足額（△剰余額）	**A**	**△ 1,912,131**	**△ 1,490,858**	**△ 421,273**	**28.3**
流動負債	a	1,630,911	3,424,628	△ 1,793,717	△ 52.4
算入地方債	b	5,412	6,466	△ 1,054	△ 16.3
流動資産	c	3,548,454	4,921,952	△ 1,373,498	△ 27.9
事業の規模	**B**	**3,650,554**	**3,668,109**	**△ 17,555**	**△ 0.5**
資金不足比率	**A/B**	－	－	－	－
（参考値）		△ 52.3	△ 40.6	△ 11.7	－

（注）参考値は、事業の規模に対する資金剰余額の割合を負の値で示したものである。

（２）法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの）

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 A［歳出額a＋算入地方債b－(歳入額c－翌年度へ繰り越すべき財源d)］}}{\text{事業の規模 B}}$$

（注）１「算入地方債」は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

２「事業の規模」は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を差し引いた額である。

ア　特定地域生活排水処理事業特別会計

特定地域生活排水処理事業特別会計は、一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っており、当年度は資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

特定地域生活排水処理事業特別会計の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

特定地域生活排水処理事業特別会計の資金不足比率の状況

（単位：千円、％、ポイント）

区分		令和４年度	令和３年度	対前年度	
				増減額	増減率
資金不足額（△剰余額）	**A**	**0**	**0**	**0**	－
歳出額	a	13,065	11,683	1,382	11.8
算入地方債	b	0	0	0	－
歳入額	c	13,065	11,683	1,382	11.8
翌年度へ繰り越すべき財源	d	0	0	0	－
事業の規模	**B**	**8,879**	**8,813**	**66**	**0.7**
資金不足比率	**A/B**	－	－	－	－

3　むすび

当年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、いずれも算定されない。実質公債費比率は 2.3%で、前年度と比較すると 0.7 ポイントの増となったが、早期健全化基準である25.0%を下回っている。将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能な財源の額が上回っているため、算定されない。

次に、当年度決算に基づく資金不足比率は、算定の対象となる会計の全てにおいて資金不足額が生じていないため、算定されない。

以上のとおり、健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政の健全性が認められた。

実質公債費比率が、令和元年度以降上昇を続けていることに注意しながら、引き続き適正かつ持続可能な財政運営に努めていただくよう要望する。